

## 追 悼 の 辞

天皇、皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、東日本大震災四周年追悼式が行われるに当たり、謹んで追悼の辞を申し述べます。

四年前の冬の寒さの残る三月、突然の地震、津波により、東北地方の太平洋岸を中心とする広い地域で多くの方々が犠牲となられ、また、永年築いてきた生活や産業基盤のほとんどを失われるという悲劇が生じました。この東日本大震災は、これに続いて生じた原子力発電所の事故とあいまつて、今なお多くの人々の暮らしに深刻な影響を与えていきます。あらためて、この戦後最大の災害により最愛のご家族を失われたご遺族の方々に哀悼の意を表するとともに、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。

被災地の方々が、苦難に耐えてこられた期間は既に四年に及び、地元自治体をはじめ、国その他の関係機関の懸命の努力により着実に復興に向けて進んでいるものの、いまだ約二十三万人の方々が避難生活を余儀なくされています。一日も早く、生活の基盤を再建することが求められている中にあって、私たちは、司法の分野においても、この地域の復興に向けて、被災者の方々の生活の安定のため可能な限りの努力をしてまいります。

自然の脅威は時に計り知れず、今回の大震災のような災害はいつどこでも起こり得ることです。被災地の復興が一日も早く成し遂げられるよう力を尽くすことと併せて、この震災を教訓とし、災害への対処を怠ることなく安全な社会を築いていくことに努めることを誓つて、追悼の辞といたします。

平成二十七年三月十一日

最高裁判所長官 寺 田 逸 郎